

働く

休業支援金 バイトにも

新型コロナウイルスの影響で仕事を休んだのに会社から休業手当が支払われない中小企業の労働者に、国が平均賃金の8割を支給する休業支援金。個人で申請すると、使用者が休業と認めず受け取れない例もあった。厚生労働省は10月末、継続的な勤務実態が確認できれば、シフトがなくなったアルバイトや日雇い労働者にも対象になると運用指針に明記した。労働者側は「多くの人が支援金を受け取れるようになる」と歓迎している。

(編集委員 町田誠)

指針は①勤務日数を記した労働条件通知書やシフト表がある②給与明細で6カ月以上、月4日以上勤務が確認できる③のいずれかなら使用者が休業を命じていなくても支給するとした。ただ②は労働局が使用者に、コロナがあれば勤務を続けさせる意向があったと確認する必要がある。

シフトなくても

首都圏で結婚式の2次会会場の貸し出しを行うA社も、その一つ。労働組合の首都圏青年ユニオンによると、コロナで2次会の予約がなくなり、同社のアルバイトは今年3月から一切シフトに入れなくなった。

休業支援金は原則、使用者が休業を命じた雇用者が対象。シフト制のアルバイトらが申請しても、使用者が「もともと勤務シフトを組んでお

新型コロナ

と生きる

社はシフトがあった3月分は労働基準法に基づく休業手当を支払うとしたが「4月以降はシフトが出ておらず休業ではない」とし、休業支援金の

厚労省が指針 労組も歓迎

厚生労働省の休業支援金についての指針

対象となる「休業」について→ショッピングセンターなど施設全体の休館に伴い店舗や事務所が休業した場合は、使用者が労働者を休業させたことに当たる
使用者が休業を命じたと確認できない場合でも対象となるケース→①労働条件通知書に「週〇日勤務」など具体的な記載がある、または申請対象の月のシフト表が出ている。かつ、使用者に対し内容に誤りがないと確認できる②休業前の給与明細などで6カ月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認できる。かつ、使用者にコロナの影響がなければ勤務を続けさせていた意向が確認できる

※すでに不支給決定を受けていても上記に該当する場合、再申請できる

する。A社のように休業を認めない使用者は多く、栗原さんは「会社が休業を命じた」と認めると、労基法の休業手当の支払い義務が生じると懸念しているのでは」とみる。

厚労省の指針について栗原さんは「申請のハードルが低くなった」と評価する一方、コロナがなければ勤務させたという使用者の意向確認が必要になり「連絡が取れなかったり、協力を拒まれたりしないか」と心配する。A社の組合員5人のうち2人は勤務期間が3〜4カ月で「指針で継続勤務を6カ月以上としたのは長すぎる」と指摘する。

対象期間延長を

JR札幌駅そばの全国チェーンの飲食店でシフト制の非正規社員として働いていた中西克司さん(61)は10月下旬、4〜8月分の休業支援金をようやく受け取った。9〜12月分も受給できる見込みで「支出ばかりが増える中、妻の稼ぎや貯金を崩して何とかしのいできた。休業支援金は命綱です」と胸をなで下ろす。

コロナ禍で店は4月初旬から閉まり、運営するB社は会社都合の休業ではない」として非正規への休業手当支給を

拒んだ。中西さんは手取りで月約27万円の収入が途絶えた。

中西さんは家族の勧めで個人加盟できる労働組合の札幌ローカルユニオン結に相談。同僚に声をかけ、同社の道内店舗のアルバイトら計13人が加盟した。団体交渉の末、B社が13人を12月末まで雇い、その後は会社都合退職にするとの内容で合意し、休業支援金申請への協力も取り付けた。

厚労省の指針について中西さんは「(休業を命じたとする)会社の同意が不要なら申請しやすくなる。指針を知らない人も多いだろうから、国は分かりやすく周知を」と話す。結の木村俊一書記長は「今回は労組があったから会社が休業支援金の書類を迅速に提出した。書類を出さない会社もあり、支給の範囲を広げる指針は朗報。ただ対象期間は、せめて来年3月まで延ばすべきだ」と強調した。

休業支援金の対象期間は今年4〜12月。申請締め切りは4〜9月分が12月31日、10〜12月分は来年3月31日。問い合わせは同省のコールセンター ☎0120・221・276へ。